第三節　監督局

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十九人を置く。

［節名を削る］

（監督調査室等及び監督企画官等）

第十条　総務課に、監督調査室、国際監督室、金融会社室及び信用機構対応室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。

2　監督調査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　監督事務（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。第四項、第十一項及び第十二項において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。

二　金融機関等（令第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者をいう。）の業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四　金融庁の所掌に属する中小企業者その他の事業者の事業の再生の支援に関する事務の総括に関すること。

［3～5　略］

［項を削る。］

（システムリスク審査官及び金融派生商品等審査官）

第七条の二　企画審査課に、システムリスク審査官及び金融派生商品等審査官それぞれ一人を置く。

2　システムリスク審査官は、命を受けて、システムリスクに係る審査に関する事務に従事する。

3　金融派生商品等審査官は、命を受けて、金融派生商品等に係る審査に関する事務に従事する。

［節名を付する。］

［条を加える。］

第三節　監督局

（監督調査室等及び監督企画官等）

第八条　総務課に、監督調査室、国際監督室、協同組織金融室、信用機構対応室及び金融会社室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。

2　［同上］

一　監督事務（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。第四項において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。

二　金融業を営む民間事業者等の業務又は財産に関するリスクの管理に係る施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

［号を加える。］

［号を加える。］

［3～5　同上］

6　協同組織金融室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。

一　信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫

三　株式会社商工組合中央金庫

四　信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合